

議案第15号

杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則

杉並区立図書館運営規則（昭和57年杉並区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「杉並区教育委員会事務局生涯学習担当部長」を「杉並区教育委員会事務局共創教育担当部長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第13条 条例第11条第3項第4号の委員会規則で定める基準とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、図書館の適正な管理を行うために杉並区教育委員会事務局共創教育担当部長が定める基準</p>	<p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第13条 条例第11条第3項第4号の委員会規則で定める基準とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、図書館の適正な管理を行うために杉並区教育委員会事務局生涯学習担当部長が定める基準</p>